



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 令和七年十二月二十四日付交通局規程第五十三号……………
- 令和七年十二月二十六日付東京消防庁告示第九号……………
- 令和八年二月十日付目次……………
- 令和八年二月十日付東京都告示第十七号……………

正誤

告示

●東京都告示第七十五号

東京都計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業

二 事務所の所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備

事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成六年七月十一日

四 事業施行期間

平成六年七月十一日から令和八年三月三十一日まで

五 変更の内容

事業施行期間を令和十三年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

令和八年二月二十六日

●東京都告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

東京所沢

二 変更の区間

東久留米市南沢五丁目千八百十二番三地区から同市下里二丁目千九百九十八番二十五地先まで

三 変更の概要

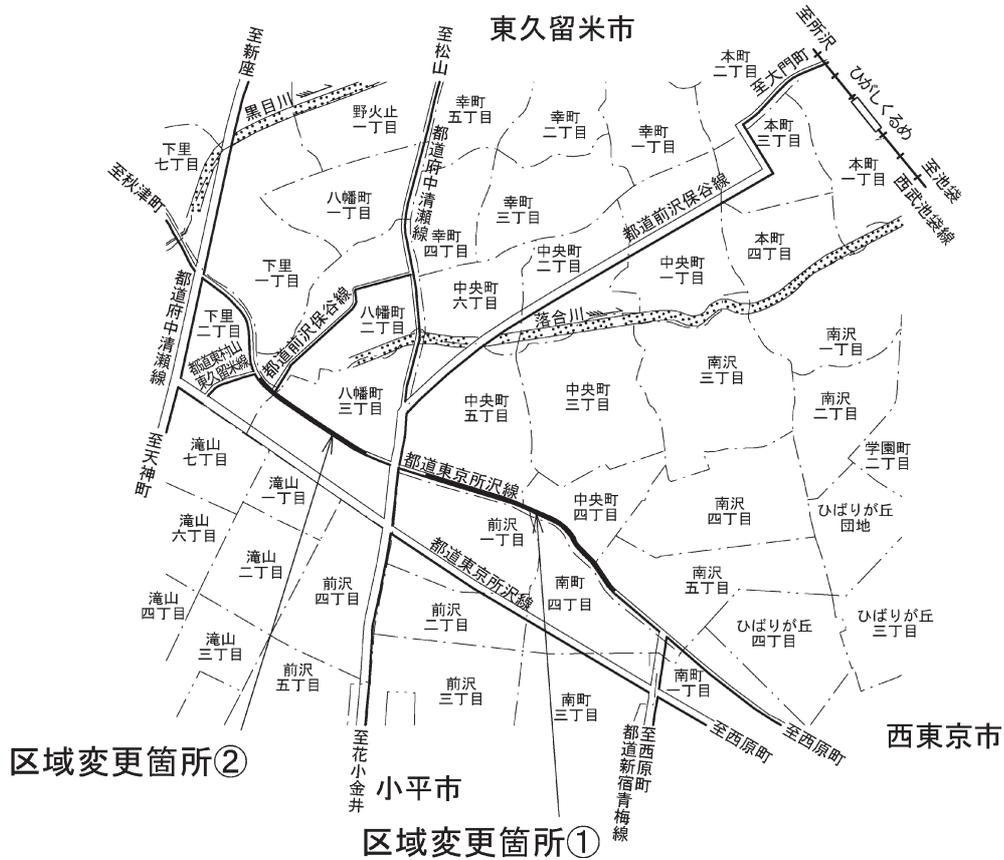
別図表示のとおり

別図

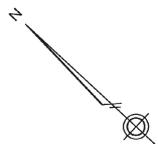
都道東京所沢線区域変更略図

東久留米市南沢五丁目～下里二丁目

- 都道
 - 市道
 - 編入区域
 - 延長
 - 面積
 - 重用編入区域(都道前沢保谷線との重用編入)
 - 延長
 - 面積
- 一、二九〇・〇六メートル
- 六、一二〇・一六平方メートル
- 五・四四メートル
- 一四・七八平方メートル



①

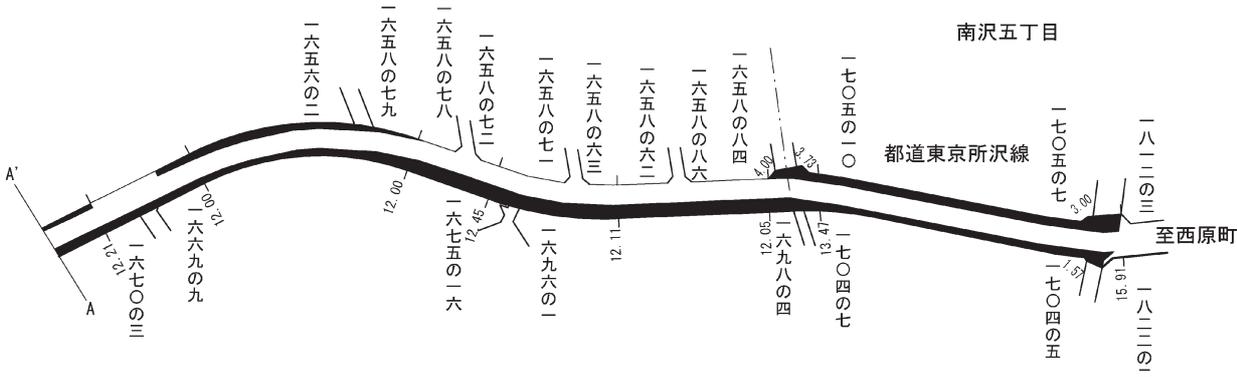


中央町四丁目

南沢五丁目

都道東京所沢線

至西原町



東久留米市

南町四丁目

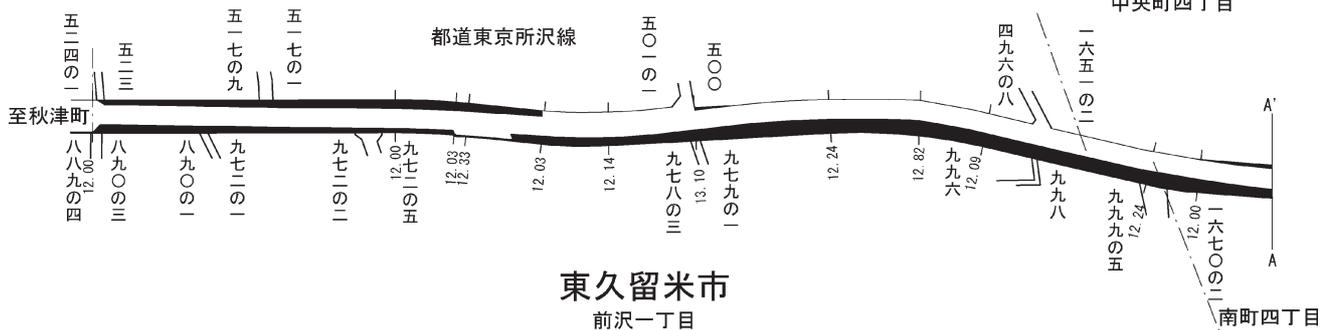


中央町五丁目

都道東京所沢線

中央町四丁目

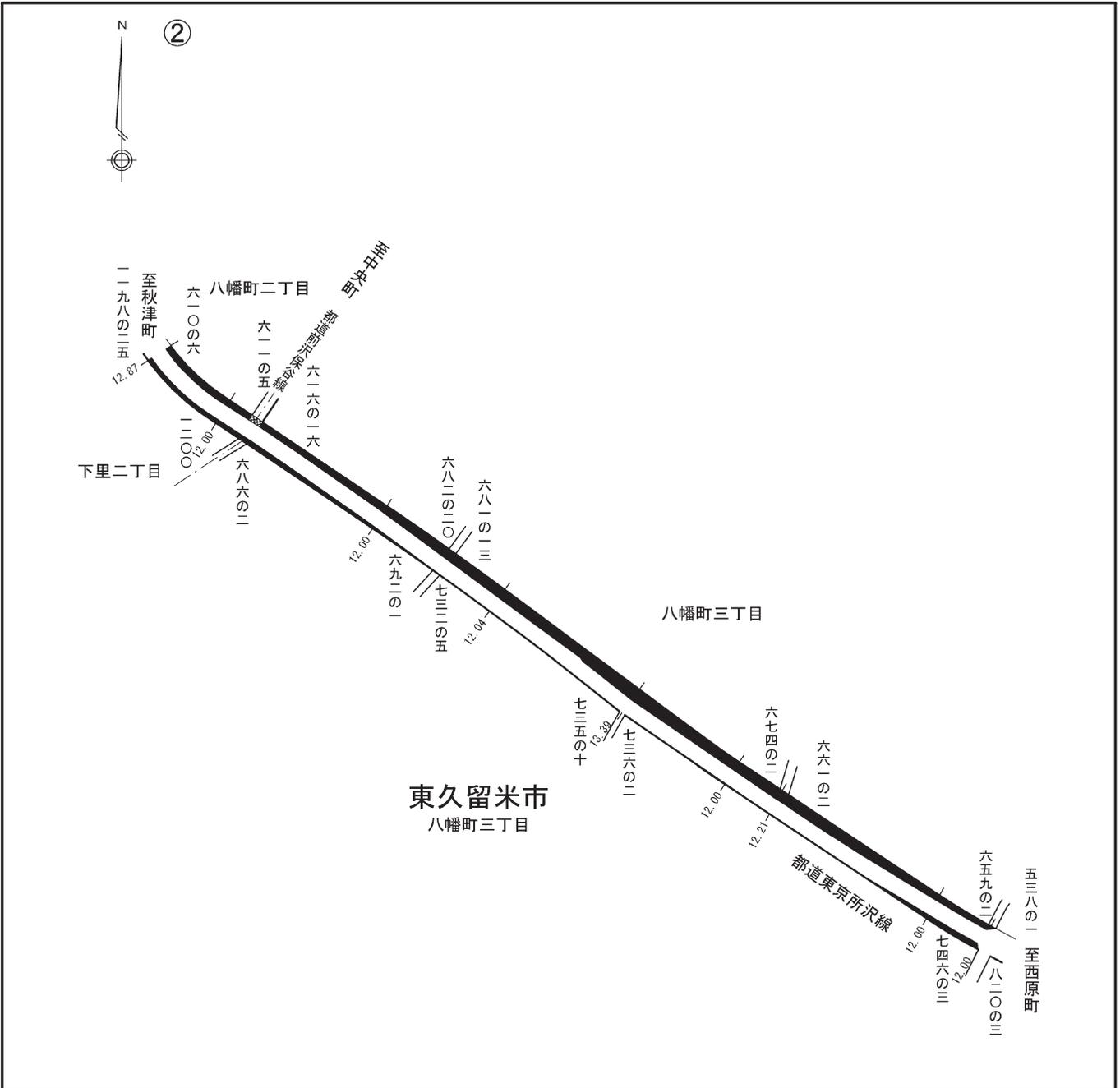
至秋津町



東久留米市

前沢一丁目

南町四丁目



正 誤

○令和七年十二月二十四日付交通局規程第五十三号

増刊13五十一ページ下段中「屈」を「く」に、「屈」の記入内容については「を」について「に」に訂正し、同段後ろから一行目の次に次のように加える。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(委任)

4 前三項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員部長が定める。
五十八ページ上段一行目から七行目までを削除する。

○令和七年十二月二十六日付東京消防庁告示第九号

八ページ中段後ろから四行目から同ページ下段後ろから一行目までを次のように訂正する。

●東京消防庁告示第九号

東京消防庁消防信号等に関する規程(昭和三十八年東京消防庁告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

東京消防庁

消防総監 市 川 博 三

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 山林、原野等における火災の予防を目的とする火災警報は、次項に定める区域が属する市町村におい

て強風注意報が発表された場合において、当該市町村に
 おける前三日間の合計降水量が一ミリメートル以下であ
 り、かつ、気象状況が次のいずれかの基準に該当したと
 きに発令し、平常の気象に復した場合に解除する。

一 前三十日間の合計降水量が三十ミリメートル以下で
 あるとき。

二 乾燥注意報が発表されたとき。

2 前項の火災警報の対象となる区域は、同項の市町村の
 区域のうち、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九
 号）第五条の規定に基づき知事が定める地域森林計画及
 び同法第七条の二の規定に基づき関東森林管理局長が定
 める地域別の森林計画の対象となつてゐる区域とする。

3 第一項の火災警報を発令する期間は、毎年一月一日か
 ら五月三十一日までとする。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○令和八年二月十日付目次

一 ページ上段中

- 〔○都道の区域変更（二件）……………〕……………を
- ……………（建設局道路管理部路政課）……………四
- 〔○道路の区域変更……………〕……………に
- ……………（建設局道路管理部路政課）……………四
- 都道の区域変更……………に
- ……………（同）……………七
- 訂正する。

○令和八年二月十日付東京都告示第百十七号

四ページ下段四行目中「都道」を「道路」に、同段九行

目から十六行目までを次のように訂正する。

- 一(一) 道路の種類 一般国道
- 二(二) 路線名 十四号
- 三(三) 変更の区間 江戸川区中央一丁目千四百二十六番地
先から同所千五百三十四番一地先まで
- 四(四) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- 二(一) 道路の種類 都道
- 二(二) 路線名 千住小松川葛西沖
- 三(三) 変更の区間 江戸川区中央一丁目千四百二十六番地
先から同所千五百三十四番一地先まで
- 四(四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

